

回 (年度)	問 題
第72回 (令和 4年)	<p>問1 次の〔設例〕に基づき、以下の〔問〕に答えなさい。</p> <p>〔設例〕</p> <p>父Xは、令和4年8月に死亡し、子A（大学院に在学）は相続により財産を取得した。子Aが、父Xから生前に取得していた財産は次のとおりであり、贈与税の申告、納付が必要なものについては適法に済ませている。</p> <p>なお、父X及び子Aは、日本国籍を有しており、日本国外に住所を有していたことはない。また、以下の1～4に掲げる贈与以外の贈与については考慮する必要はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年11月に、父Xから、現金500万円の贈与を受けた。 2 令和元年5月に、父Xから、土地の贈与（贈与時の時価1,000万円、相続開始時の時価2,500万円）を受け、父Xを特定贈与者として、相続時精算課税の適用を受けた。 3 令和2年10月に、父Xから、米国国債（贈与時の時価2,000万円、相続開始時の時価2,100万円）の贈与を受けた。 4 令和3年4月に、父Xを委託者とする信託受益権（1,000万円）を取得し、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（租税特別措置法第70条の2の2）の適用を受けた。なお、父Xの相続開始の日における教育資金支出額は500万円であり、子Aは、在学証明書を贈与者の死亡の届出と併せて取扱金融機関に提出している。 <p>〔問〕</p> <p>子Aの相続税の計算上、課税価格に加算される財産の価額及び課された贈与税の課税上の取扱いについて、関連する条文に触れつつ説明しなさい。</p> <p>問2 次の〔設例〕に基づき、以下の(1)及び(2)の問に答えなさい。</p> <p>〔設例〕</p> <p>子Bは、平成30年5月に、父Yから非上場会社の株式の贈与（1,000株。贈与時の時価は1株当たり5万円）を受け、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）の適用を受けた。父Yは、特例経営贈与承継期間の経過後に死亡した（当該株式の相続開始時の時価は1株当たり10万円）。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 上記の特例の趣旨と概要について、簡潔に説明しなさい。 (2) 父Yが死亡した場合における、上記の特例の適用を受けた上記の株式に係る贈与税及び相続税の課税上の取扱いについて、関連する条文に触れつつ説明しなさい。